議員提出第3号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議 規則第13条の規定により提出します。

令和4年6月7日

大阪府議会議長 森 和臣 様

提出者

大阪府議会議員

いらはら 勉 岩木 上 均 健 田 魚森 ゴータロー 牛 植田 裕 尾 治 朗 正 之 大 橋 功 おきた 浩 出 沢龍一 鏧 角 谷 河 崹 大 樹 紀 庄 田 こうき 克 真 敬 金 城 典 久 谷 坂 理 坂 上 敏 也 笹 Ш 杉 友 介 江 鈴 木 憲 土 井 達 也 徳 村 さとる 富 田 武 彦 永 井 公 大 中川 あきひと 中 Ш 誠 太 Ш 嘉 彦 恭 典 中 中 谷 子 弘 中 野 稔 西 田 薫 西 野 __ 西 林 克 敏 宗 西 元 橋 本 和 昌 瑞 広 田 野 穂 前 将 臣 前 田 洋 輔 松 利 松 浪 ケンタ 松 浪 武久 本 明 \equiv \equiv 田 勝久 橋 弘 幸 みよし かおる 吾 横倉 泰 江 まさき Ш 本 真 廉 幸 横 Ш 英 幸 和 田 賢 治

議員提出第3号議案

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正 の件

大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

改正する条例 大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を

条例第二十一号)の一部を次のように改正する。大阪府議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和三十一年大阪府

すように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示

投圧後	农 川 恒
5 全国旅行の場合の日当は、支給しない。	用する。 七条の規定は、前項の費用弁償の額について準と条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)第2 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関すて走働を支給する。 日本債を支給する。)に旅行したときは、費性を 内域の企业域を除く。)に統行したときは、費ま五条 所議会議員が公務のため府の区域外の第用弁償)

至 三

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会が行う視察等について、府民の理解が得られる適当な旅費を 支出するとともに、コロナ禍でオンライン視察等の代替策が普及し てきたことから、議会視察等の制度について総合的に見直すために 提案するもの。